

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
REDDプラスに係る 公開セミナーと専門 家会合の企画・運 営業務	国立研究開発法人 森林研究・整備機 構 森林総合研究 所 所長 沢田治雄 茨城県つくば市松 の里1	平成29年8月25日	公益財団法人国際 緑化推進センター 東京都文京区後楽 1-7-12	1010005018507	一般競争入札 (総合評価)	—	12,474,000	—	公財	国認定	1	
ラットを用いたスギ 花粉飛散防止液の 安全性評価試験と しての経気道投与 試験と静脈内投与 試験	国立研究開発法人 森林研究・整備機 構 森林総合研究 所 所長 沢田治雄 茨城県つくば市松 の里1	平成29年8月28日	公益財団法人食品 農医薬品安全性評 価センター 静岡県磐田市塩新 田字荒浜582-2	1080405006328	一般競争入札	—	2,073,600	—	公財	国認定	2	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。